

令和3年10月1日から

自家用広告物も許可が必要になりました

山口県屋外広告物条例の改正により、これまで許可不要であった自家用広告物においても、禁止地域や許可地域に一定規模を超えるものを設置する場合は、許可が必要となりました。

改正前から存在している自家用広告物も、許可が必要となります。

「自家用広告物」とは

自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業や営業内容、取り扱う商品等を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業場等に表示する屋外広告物を「**自家用広告物**」といいます。

「自家用広告物」の例



許可が必要な自家用広告物

全ての自家用広告物の表示・設置に許可が必要ということではありません。
自家用広告物の表示・設置に許可が必要な場所（禁止地域・許可地域）が定められています。

禁止地域

表示面積の合計が
5㎡超の場合に許可が必要
(超えない場合は不要)

許可地域

表示面積の合計が
10㎡超の場合に許可が必要
(超えない場合は不要)

禁止地域・許可地域の場所等の詳細は、裏面の『防府市屋外広告物規制図』をご覧ください。

許可を得るためには

申請書に関係書類を添えて、市都市計画課に提出してください。
なお、提出される前に、広告物の表示・設置予定場所、広告物の内容等について事前にご相談ください。
また、申請にあたっては、所定の手数料がかかります。

許可申請の流れ・申請に必要なもの・手数料等の詳細は、裏表紙をご覧ください。

許可申請に必要なもの

新 更 変 ☐ 申請書

新 更 変 ☐ 安全点検報告書 ※一部の広告物、新設物件は除く

新 更 変 ☐ 点検関係資料

1. 点検後の物件全体および各点検項目の状況がわかる写真
2. 物件の補修等を行った場合はその前後の写真
3. 点検を行った者の資格等を証する書類の写し

新 更 変 ☐ 模写図 (形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さ等を示したもの)

新 ☐ 見取図 (表示・設置の場所を示したもの)

新 更 変 ☐ 管理者設置届 ※既に届出済の場合は除く

申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

安全点検について

- 屋外広告物の**設置者や管理者は、安全点検を行わなければなりません**。 ※はり紙、立看板、広告幕、気球広告、電柱等広告(直塗り・巻付け)等は除く
- 許可を得て設置するものは、**専門知識を有する者**による点検が必要となります。
- 許可申請(更新・変更含む)を行うときは、**提出3か月以内の点検報告**が必要となります。 ※新設物件は除く

専門知識を有する者

1. 屋外広告士
2. 建築士(1級・2級)
3. 特定建築物調査員
4. (公社)日本サイン協会および(一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

1 設置計画

2 事前相談

3 新規許可申請

4 手数料の納付

5 許可書・許可証の発行

6 工事着工・完成

7 広告物に許可証を貼る

8 許可期間中の適正な管理

許可期間満了後も引き続き
広告物を表示・設置するとき

9 更新許可申請 許可満了日の10日前まで

表示内容等を変更するとき

10 変更許可申請

広告物を除却したとき

11 滅失届の提出

許可期間・手数料

種 類	許可期間	単 位	金 額
はり紙	1月以内	100枚	400円
立看板		1枚	400円
広告幕		1枚	600円
気球広告		1個	1,400円
電柱・街灯柱を 利用するもの	1年以内	1枚又は 1個	350円
その他の 屋外広告物	3年以内	1枚 個 基	1㎡未満 300円
			1㎡以上 2㎡未満 600円
			2㎡以上 5㎡未満 1,000円
			5㎡以上 10㎡未満 1,550円
			10㎡以上 20㎡未満 2,850円
		20㎡以上 30㎡未満	4,700円
		30㎡以上	1㎡増すごとに450円を 4,700円に加算した額

許可基準

自家用広告物の共通基準

- 1 都市美を維持するため都市の環境に調和すること
- 2 自然美に融和し周囲の景観をそこなわないこと
- 3 危害防止上、次の①～③に該当すること
 - ① 容易に破損または腐朽しない構造であること
 - ② 容易に倒壊または落下しないよう堅固に設置すること
 - ③ 道路交通の安全を阻害しないこと

自家用広告物の個別基準

共通基準のほか、広告物の種類ごとに個別基準が定められています。詳細については、山口県のホームページで公開されている「屋外広告物のしおり」をご覧ください。か、市都市計画課までお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口

防府市 土木都市建設部 都市計画課 まちなみデザイン係

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所本館7階

TEL: 0835-25-2153 FAX: 0835-25-2218 E-mail: toshiikei@city.hofu.yamaguchi.jp

防府市HP



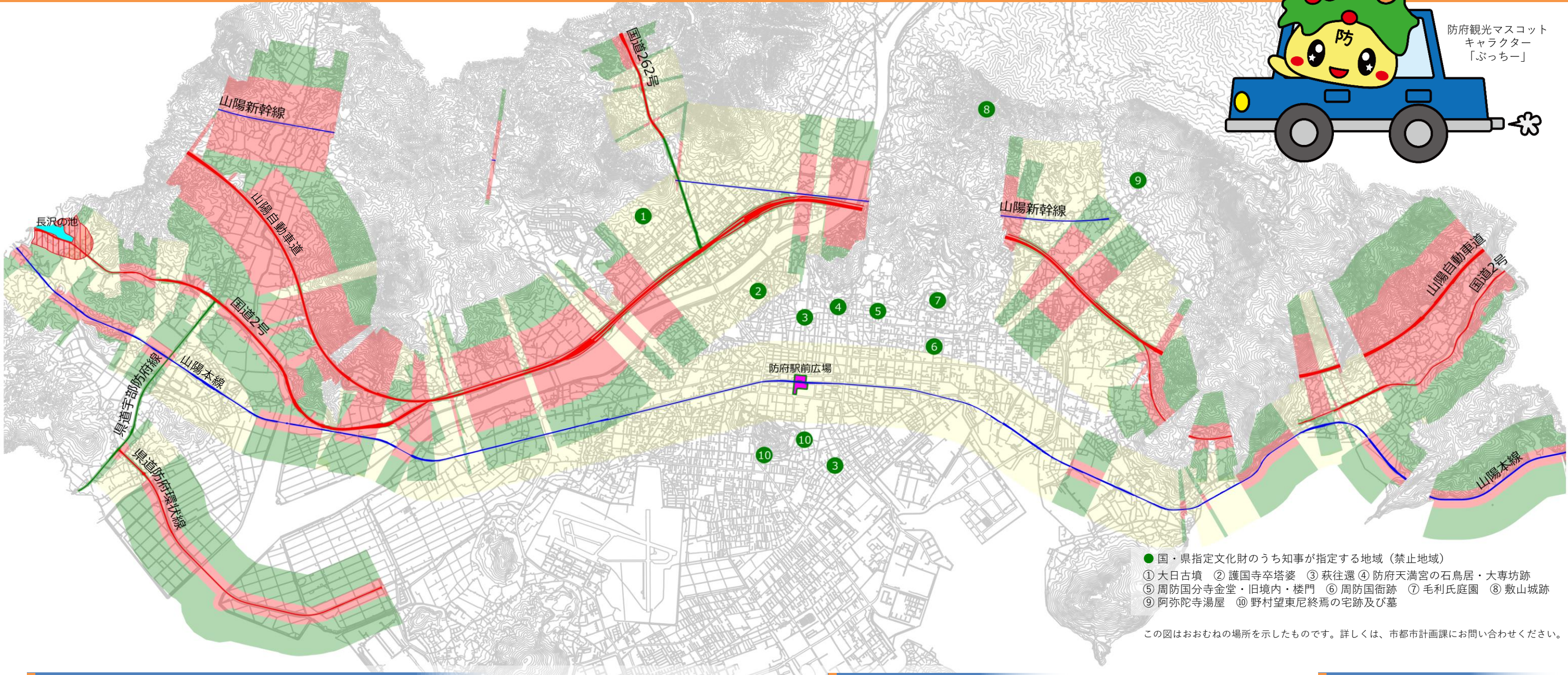
山口県屋外広告物条例の改正内容等の詳細は、山口県のホームページをご覧ください。
(防府市のホームページについては、裏表紙の下部をご覧ください。)

※本パンフレットは、主に自家用広告物について説明をしておりますが、規制地域においては、自家用広告物以外の一般広告物を掲出する場合等も許可が必要となります。

山口県HP



防府市屋外広告物規制図



凡 例（禁止地域・許可地域について）

道路規制概略図

鉄道規制概略図

禁止地域・許可地域に一定規模を超える（※）自家用広告物を表示・設置するには、許可が必要です。

（※）禁止地域：表示面積の合計が5㎡を超えるもの 許可地域：表示面積の合計が10㎡を超えるもの

国・県指定文化財のうち知事が指定する地域	禁止地域	図中 ①～⑩	知事が指定する道路	禁止区間	
				許可区間	
都市公園	禁止地域	全ての都市公園	知事が指定する鉄道		
湖沼のうち知事が指定する地域	禁止地域		指定道路または指定鉄道から展望できる地域（右の規制概略図参照）	禁止地域	
指定湖沼の水際から200m以内				許可地域	
知事が指定する駅前広場	禁止地域			(10戸以上連たん)	
知事が指定する駅前広場の周囲10m以内	許可地域				
官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建築物並びにその敷地	禁止地域	全てのもの			

- 指定道路の禁止区間において、道路に接続して家屋が10戸以上連たんしている区間は、許可区間（道路から10mが許可地域）となります。
- 指定鉄道において、鉄道に接続して家屋が10戸以上連たんしている場合は、禁止地域・許可地域から除かれます。
- 10戸以上連たん区間は家屋の増減により変更となることがあります。

